

姫路市ものづくりIT化推進事業〈補助金〉 募集のご案内

姫路市では、姫路市内のものづくり分野における中小企業の生産性の向上、業務の効率化及び経費節減等の自社の経営課題の解決のためのIT化を促進するため「姫路市ものづくりIT化推進事業(補助金)」を実施します。IT化に取り組まれる市内中小企業の方は積極的にご活用ください。

◆事業概要◆

対象産業分野	ものづくり分野(日本標準産業分類による大分類E—製造業)
補助対象者	姫路市内に主たる事業所(本社又は本店)を有する中小企業者
補助対象事業	補助対象者の課題解決のためのIT化の方法について、ITコーディネータ又は情報処理技術者がIT化を行おうとする現地を確認し、相談及び協議①を行った結果に基づき、市内の事業所等でのシステム導入またはシステム構築及びソフトウェア開発並びに新たな設備の導入及び既設設備等の改修又は改良によりIT化を行う事業②。 ！注意！ ①本補助金はITコーディネータ又は情報処理技術者による、IT化を行おうとする現地を確認したうえでIT化に関する相談及び協議を行うことが必須要件となります。 ※相談先のITコーディネータ又は情報処理技術者にお困りの場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。 ②IT化の具体例 在庫管理、生産管理に関する情報システム、設計開発作業の効率化のための情報システム、CAD・CAM等のシステム、コンピュータ数値制御システム 等 ※あくまで一例です。ご不明な場合はお問い合わせください。
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、補助金の交付が決定した日以後に発生する経費で、かつ当該年度中に支払を完了するもので、 (1) システム導入またはシステム構築及びソフトウェア開発に係る経費(自社で構築及び開発を行う場合の人件費を除く。) (2) 設備購入及び既設設備の改修・改良に係る経費 (3) 前号の設備の設置及び動作確認に係る経費 ※利用料、リース料等に係る経費及びシステムまたはソフトウェアのバージョンアップに係る経費の他、汎用性の高い設備または機器及びソフトウェアの購入に係る経費は対象外となります。
補助割合	1/2 以内 (限度額 100 万円)
補助対象期間	1 年以内(補助金の交付決定日から該当年度の年度末まで)
注意事項	・ 補助金の交付は、1 補助対象者に対して 1 年度につき 1 回限りとします。 ・ 本補助金の交付を受けた補助対象者は、交付を受けた年度の翌年度に補助金の交付を受けることはできません。 ・ <u>予算がなくなり次第、締切となります。</u>

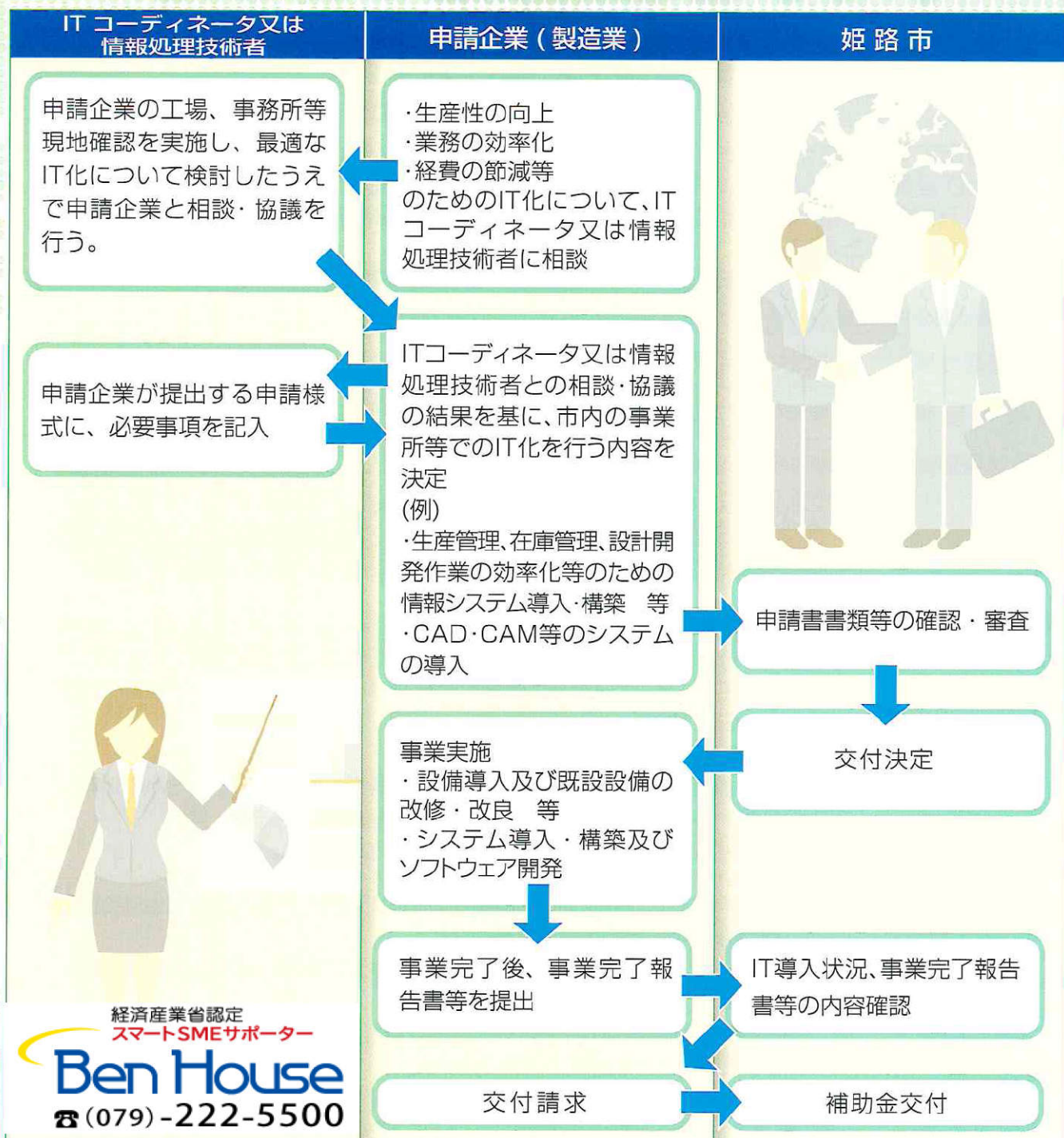
ベンハウスには
ITコーディネータが
在籍しています！

申請書類の
提出先・
問い合わせ先

姫路市産業局商工労働部産業振興課 庶務・産業振興担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1 TEL 079-221-2506 (F)
*申請書の様式は産業振興課のホームページ
(<http://www.city.himeji.lg.jp/s60/2212506>)にあります。

経済産業省認定
スマートSMEサポーター
Ben House
☎(079)-222-5500

ものづくりIT化推進事業フローチャート



経済産業省認定
スマートSMEサポーター

Ben House
☎(079)-222-5500

!!! 注 意 !!!

- 1.ITコーディネータ又は情報処理技術者によるIT化に関する現地確認及び相談・協議を行うことが必須要件となります。
- 2.補助対象経費は、①システム導入・構築及びソフトウェア開発に係る経費、②設備購入及び既設設備の改修・改良に係る経費等であり、かつ、交付決定後から、該当年度までに支払を完了しているものが、補助対象経費として算定されます。(交付決定前、該当年度後に支払われたものは対象となりません。)また、利用料、リース料等に係る経費及びシステムまたはソフトウェアのバージョンアップに係る経費の他、汎用性の高い設備または機器及びソフトウェアの購入に係る経費も対象外です。
- 3.IT化を行った現場を確認させていただく場合があります。
- 4.補助金の効果等を確認するため、補助金交付後に、担当者等へのヒアリングを実施する予定ですのでご協力をお願いします。